

もう一度確認しよう！！ 介護保険



社会の高齢化に対応し、2000年（H12）4/1より施行された日本の社会保険制度。財源は、被保険者の納付する保険料だけではなく、国、都道府県、市町村による負担があるという特徴を持つ。

介護保険は利用者側からいえば、健康保険のような仕組み。認定を受けた人が定められた上限額のなかで、使ったサービス分の1割を負担し、9割を介護保険で賄う。なお、保険料は各自治体で計算方法が異なります。

○保険料の全国平均

- ・65歳以上の方全員（第1号被保険者）
----- (全国平均月 5000円)
- ・40~64歳までの医療保険加入の方全員
(第2号被保険者) --- (全国平均月 2000~4000円)

※会社員の場合、健康保険料と同様で、報酬比例

金額となり、企業側と折半

※40歳以下は徴収されません

○神奈川県の例（年収250万円の場合）

- ・横浜市：年額 90000円
- ・鎌倉市：年額 75636円 ⇒ 各市町村によって、金額が大きく異なります！！
- ・二宮町：年額 73080円

介護が必要になったら



- 1) まずは市町村の要支援、要介護の認定を受けましょう。
- 2) 介護の時間割を適切に組み立てるのが、ケアマネジャーの仕事です。
作成の費用は無料、「介護サービス情報公表システム」で
探すとよいでしょう。
(※費用負担は1割ではあるが、世帯合計で月37200円を
超えた場合、申請書を提出すれば、上限を超えた分は
もどるので、おわすれなく)。
- 3) 施設（特養、老健、介護療養型）への入所は、
介護度の高い方が優先となります。

